

令和7年第3回七戸町議会定例会
決算審査特別委員会
会議録（第2号）

○招集月日 令和7年 9月5日
○開議日時 令和7年 9月10日 午前10時00分
○散会日時 令和7年 9月10日 午後 0時00分

○出席委員（15名）

委員長	工 藤 章君	副委員長	藤 井 夏 子君
委員	中 野 正 章君	委 員	山 本 泰 二君
委員	向中野 幸 八君	委 員	二ツ森 英 樹君
委員	小 坂 義 貞君	委 員	澤 田 公 勇君
委員	咲 清 悅君	委 員	佐々木 寿 夫君
委員	瀬 川 左 一君	委 員	田 嶋 輝 雄君
委員	三 上 正 二君	委 員	田 島 政 義君
委員	岡 村 茂 雄君		

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議 長 附 田 俊 仁君

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	田 嶋 邦 貴君	副 町 長	仁 和 圭 昭君
総務課長	鳥谷部 慎一郎君	支 所 長	三 上 義 也君
企画調整課長	田 中 健 一君	財 政 課 長	佐 藤 源 太君
税務課長	高 田 美由紀君	町 民 課 長	向中野 洋 人君
保健福祉課長	西 野 勝 夫君	介護高齢課長	金 見 真 樹君
こどもみらい課長	澤 山 晶 男君	会計管理者	中 村 陽 一君
商工観光課長	佐々木 和 博君	農 林 課 長	原 子 保 幸君
建設課長	高 田 博 範君	上下水道課長	町 屋 淳 一君
教 育 長	森 田 勝 博君	学務課長補佐	作 田 健 君
生涯学習課長	鳥谷部 伸 一君	スポーツ振興課長	井 上 健 君
国民スポーツ大会推進室長	山 田 真太郎君	農業委員会会長	天 間 俊 一君
農業委員会事務局長	田 村 教 男君	代表監査委員	吉 川 正 純君

監査委員事務局長 相馬和徳君 選舉管理委員会委員長 附田繁志君
選舉管理委員会事務局長 鳥谷部慎一郎君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 相馬和徳君 事務局次長 町屋さおり君

○会議を傍聴した者（6名）

○会議の経過

○委員長（工藤 章君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は14名で、定足数に達しております。

したがいまして、決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の審査日程及び本委員会における説明員は、お手元に配付したとおりです。

お詫びいたします。

本委員会の傍聴を許可したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤 章君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、傍聴を許可することに決定いたしました。

ただいまから決算審査に入りますが、質疑に入る前に、お願ひいたします。

本日は、一般会計歳入歳出決算書の歳出、9款消防費までを終わりたいと思いますので、御協力よろしくお願ひいたします。

なお、御質問される委員にお願いいたします。

御質問の際は、ページ、科目をお示しの上、御質問くださるようお願ひいたします。

令和6年度七戸町一般会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

54ページ、1款1項1目個人から、67ページ、13款2項4目商工手数料まで、発言を許します。

13番委員。

○委員（三上正二君） 64、65ページ、3目の農林水産使用料の1節の加工センター使用料について。

左組の加工センターが入っていると思うのですけれども、この内訳を教えてください。

○委員長（工藤 章君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

この加工施設の使用料でございますが、加工友の会の方々が使用した分の、町に納めた金額の合計でございます。

○委員長（工藤 章君） 13番委員。

○委員（三上正二君） その中で、左組の加工場は分かれますか。それでいいですか。あそこの当初の目的はどういう形でやっていましたか。

○委員長（工藤 章君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

農産物加工開発研修センターでございますが、平成11年度に創設されておりまして、事業の目的といたしましては、製品の研究・開発・研修、安全で健康な農産物加工食品の研究開発、非営利の利用ということで設立されました。

それで、その後、令和2年度に条例改正をいたしまして、HACCP対応の施設に改築してございます。事業の目的は、製品の研究・研修、安全で健康な農産物加工食品の研究開発、そして、営利目的も使用可能となっていました。

その後、令和7年度の今年3月でございますが、条例改正をいたしまして、一定以上の基準を超えた場合、自立を促すということで、特別会員という部分で制定してございます。

以上です。

○委員長（工藤 章君） 13番委員。

○委員（三上正二君） とすれば、この問題が出てきて、もう10年以上にもなるのかな。いろいろな話があってやっているのですけれども。道の駅に、出すぐらいだといいんだよ。でも、それ以外に商売上で使うというのは、これは定款に違反しているのではないか。というのは、前にもこれ、町長、行政というのは、前の人やったから、私知らない、その後からだ、ということはないよね。行政は、政治というのはつながるよな。そして、前の町長のときにも、これ去年だったか話したとき、去年だったかな、3月か、以前に話したときに、「これ1年以内に見直します」という町長の答弁があったのです。とすれば、そろそろもう1年も過ぎているのだから、たとえ何があるか分からなければ、道の駅に出してるのはいいとしても、それ以外の形のやつは、止めるべきだと思うんだけども、どうでしょうか。

それともう一つ。これは教えてください。

例えば議員やっている人は、役場の公共施設で利益を得てもいいものか、悪いのか。そういう条例がありますか、ありませんか。これどこだと分かるかな。

○委員長（工藤 章君） 13番委員、町長の答弁を先に、それから条例の答弁でいいですか。

○委員（三上正二君） どちらでもいいです。とにかく質問に、誰でも答えてくれればいいです。

○委員長（工藤 章君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） おはようございます。

三上委員の質問にお答えしたいと思います。

昨年の3月に、三上委員が言うとおり、このお話もしています。10年以来ずっとこの話があるというのも聞いております。そうした中で、昨年の条例改正の中では、特別会員8倍というのをつくったのですけれども、いつまでこれが続くのか。そのときの回答が前小又町長が、1年をめどに考えていきたいという答弁をしています。

そうすることを踏まえた上で、これまでも担当課もいろいろ協議もしていて、これまで

もそんな話がされているということであれば、今8倍にされた料金が、ちょうど今年度支払いをしているという状況になっております。これをきちんと踏まえた上で、今年度に特別会員と町としっかりと協議をして、方向性を明確にしたいと考えています。

○委員長（工藤 章君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

こういった公共の施設を議員の皆様が使用していいかどうかという御質問……。

○委員（三上正二君） 利益のために使用するのを止めるということでないのですよ。それによって、利益のためにそれを使用しているのはどうかという条項があるかないかを聞いています。

○委員長（工藤 章君） 総務課長、よろしいですか。

○委員（三上正二君） いや、時間をくれなら、時間あげてもいいよ。

○委員長（工藤 章君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） そこは、こちらでもう一度確認しまして、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

以上です。（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤 章君） 7番委員。

○委員（澤田公勇君） この問題、私も少し調べたことがあります。

それで条文は、私も昨日、議員必携を2時間ほど読み返しました。公職に就く公務員たるもの、公共施設を利用して利益を得てはならない。ただし、それに対する処罰、規定はうたわれていないというのが現状であります。

ただし、この問題については、今後それにおいて、食品の食中毒なり、いろいろな問題が発生したときに、生産者ではなくて、加工を伴う役場としての責任問題がクローズアップされてくる問題に発展していきます。その辺を十分踏まえた上で、今後、検討してもらわなければいけないと思いますし、また、公職たるもののがそういう施設を利用して、先ほど三上委員が言いましたけれども、道の駅で出荷する程度であればいいのですけれども、県内全域とかという販売ルートを持って販売しているというのは、やはり問題があるのでないかなということがありますので、今この回答を求めるというのは無理かなとは思いますけれども、ただ、できれば、今回の議会中に何らかの進め方なりを出していただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

以上です

○委員長（工藤 章君） 13番委員。

○委員（三上正二君） P L法というのは分かりますよね。あのP L法というのは、非常に都合よくできていて、食中毒でも何でも、何か問題があったときには、関係したところに、どこを訴えてもいいのよ。というのは、役場の施設を使っているのであれば、誰がやろうが、どこがなにしようが、役場も訴えられるの。役場は一番、金取りやすいから。

そこら辺を踏まえてもやっぱり。もう何年も10年もこれ話してきましたよ。

時間もかけて、こうやって料金改定もしたりしてやっているから。とすれば、そろそろ、去年もこの話をして1年以内と言っていたから、3月でもう1年過ぎたよね。

まず、いずれにしても、今回でどういう形にするか、結論だしてください。

答弁願います

○委員長（工藤 章君） 町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします。

先ほどもちょっと答弁しましたけれども、1年以内と、今年の3月定例会の話であります、それから今、料金を8倍のものをいただいております。この状況をしっかりと確認した上で、今年度中に方向性を明確にしたいと思います。

○委員長（工藤 章君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 町長、結論を出すと言っても、今年度中って、今話したルールで、それに対して、いや、これから3月まで1年以内のうちに検討しますというのは、どういう方向にいくのか。結論出でていないよね。3月なら3月で、1年なら1年までのときには協議上決める、ここはいいんだよ。それをどう結論つけるのか。それが答弁になってない。

○委員長（工藤 章君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします

今の特別会員のこのステージが、もうこれは最終ステージだと思いますので、この方向性というのは、ここからの卒業、いわゆる自立、あるいは委託販売、またそれがあると思います。これを明確にするということで結論をつけたいというふうに思っています。

○委員長（工藤 章君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 要するに、3月まで1年以内のうちに、そういう方向でいく。ただし、ただそうは言っても、今度、逆の立場、今使っている人たちは、いくらか前には、10年前からしゃべっているといつても、それは準備できてないと思う。でも、それは自分だけの力ではなかなか難しいと思う。その分については、行政でも相談に乗ってあげてバックアップしてあげないとならないよ。

これは要望で終わります。

○委員長（工藤 章君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤 章君） それでは、次に、66ページ、14款1項1目民生費負担金から、79ページ、15款3項2目民生費委託金まで、発言を許します。

10番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 69ページ、14款1項2目衛生負担金の中で、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金4,500万円ほど入っているのですが、これはまず、大体どういう場合のどういうお金なのか。

○委員長（工藤 章君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（西野勝夫君） お答えいたします。

新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費ですけれども、予防接種によって健康を害された方に対する補償となります。

以上です。

○委員長（工藤 章君） 10番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 予防接種の健康被害を受けた人に対するお金なのですが、4,500万円以上というのは、これだと大体どれぐらいの方が予防接種で被害を受けたのですか。

○委員長（工藤 章君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（西野勝夫君） お答えいたします。

4,501万8,440円支払いをされた方については、2名となっております。

以上です。

○委員長（工藤 章君） 10番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 2名で4,000万円というのは、かなり病気が重かったということで考えていいのですか。

○委員長（工藤 章君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（西野勝夫君） お答えいたします。

2名のうち、1名の方はお亡くなりになられた方に対しての補償となっております。

以上です。

○委員長（工藤 章君） 10番委員よろしいですか。

ほかにございませんか。

10番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 71ページ、14款2項1目3節のデジタル田園都市国家構想交付金ということで、デジタル田園都市国家構想交付金というのは、地方創生推進タイプということで1,800万円ほど来ているのですが、これはどういうお金ですか。

○委員長（工藤 章君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田中健一君） お答えいたします。

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）ですけれども、こちらは七戸高校の公営塾に対する交付金となっております。

以上でございます。

○委員長（工藤 章君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤 章君） 次に、78ページ、16款1項1目財産貸付収入から、93ページ、21款1項6目商工観光債まで、発言を許します。

10番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 81ページ、16款2項1目財産売払収入の町有地売払収入2,000万円ほどあるのですが、これはどこを売ったということですか。

○委員長（工藤 章君） 財政課長。

○財政課長（佐藤源太君） 御質問にお答えいたします。

町有地売払収入ですけれども、まず県の畜産農業共同組合連合会に対して家畜市場用地の売却代金が1,869万1,872円となります。そのほか、館野にございます住宅用地が1件が売却できております。その他、町有地の残地の売却となっております。

以上です

○委員長（工藤 章君） 10番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 館野に1件の町有地があったと。1件の広さはどれぐらいですか。それが売れたということですね。

○委員長（工藤 章君） 財政課長。

○財政課長（佐藤源太君） 館野に住宅用地として区画分譲しているものがございます。町では、そこにあと2件の売却を予定している場所があるのですけれども、そちらのうち1件が売却になりました。その売却された面積は260平米ほどの土地になります。

○委員長（工藤 章君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤 章君） 次に、歳出に入ります。

96ページ、1款1項1目議会費から、107ページ、2款1項5目財産管理費まで、発言を許します。

9番委員。

○委員（竹 清悦君） 101ページ、2款1項1目、11節と13節に例規執務サポートシステム使用料、条例に関するものが2件あるわけですけれども、併せて伺いたいと思いますが、これから質問していくのに全部に関わりがあるので、その前に、この決算書の整理の仕方といいますか、そこを先に質問させていただきたいのですけれども、よろしいですかね。

というのは、ホームページでは予算書は見られるのですけれども、決算書は見られる状態になっていないというのは、もうかなり前に、決算書も見れるようにできないかと質問したときに、この決算書がA4見開きになるので、A4サイズで収まらないというのを前に聞いていたのですけれども、それであれば、A4に縮小すればいいのかなと私は思っているので、いまだにそこは解決できないのかというのを、これから私の全部の質問に關係してくるので、先にそこを伺っていいですかね。

○委員長（工藤 章君） 会計管理者。

○会計管理者（中村陽一君） おはようございます。

これまで、決算書は、町のウェブサイトにはアップしておりませんでした。その理由につきましては、データの量とか、いろいろあったかとは思いますけれども、関係者で協議

をして、検討していきたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

○委員長（工藤 章君） 9番委員。

○委員（听了 清悦君） 職員の皆さんには、サイボウズとかのソフトを使ったり、この決算書であれば、ファイルを共有して作成しているのかなと思いますけれども、今、会計管理者が答弁いただいたので、取りまとめは会計課でやっているということだと思いますけれども、これは職員だけではなくて、例えば議員も、こういう紙ではなくて、デジタルのデータの状態で欲しいと言えばもらえるものなのか、伺います。

○委員長（工藤 章君） 会計管理者。

○会計管理者（中村陽一君） お答えいたします。

メディアの方とか金融機関の方へは、無償でお渡ししております。ただ、一般の方には有償でということです。（発言する者あり）

大変失礼しました。データで渡すことは可能です。

○委員長（工藤 章君） 9番委員。

○委員（听了 清悦君） 私も仕事上、自分でエクセルで、使いやすいソフトなので、管理するときにメモ程度にして、例えばここにいろいろな事業の名前があるわけですけども、それにコメントというのはセルにつけられると思うのです。右上に赤い三角が出てくるので、コメントをつけていれば、それをマウスで右クリックすれば出てくると思うのですけれども。メモしておきたいときに、わざわざ一行なり一列、それを作らなくても、そのセルに関してだけちょっとメモを入れたいというと、そういう機能があるので。

何が言いたいかというと、今までだと、例えば今日みたいな委員会の前に、「聞きたいことがあれば、事前に聞きに来てもらえば教えられるのに」と言うのですけれども、なかなかその時間が取れないと、仮に議員全員が同じことを聞きに行くと、これ仕事にならないと思うのですけれども。

今は便利になったので、エクセルのデータに、極端な話、質問で「この事業はどんな事業ですか」などという質問をしなくとも、情報をある程度のレベルのものは共有する意味で、事業の中身の概要ぐらいはエクセルのコメントのところを見れば分かるように、議員もそれを共有すれば、簡単な質問はしなくて済むと私は思っているのですけれども、それは可能なのか伺います。

○委員長（工藤 章君） 会計管理者。

○会計管理者（中村陽一君） お答えいたします。

私の先ほどの発言が、ちょっと足りなかつたのかもしれませんけれども、提供しているデータというのは、エクセルではなくて、PDFで提供しています。

○委員長（工藤 章君） 9番委員。

○委員（听了 清悦君） PDFというのは、それを特段変更、むしろ編集されないようにする機能があるので、ただ、いろいろな金額とか様々、元のデータを加工して自分なりに

分析したいときには、PDFに変換する前にエクセルのデータのほうが使いやすいというのがあるわけですけれども、エクセルでの提供も可能か。

○委員長（工藤 章君） 会計管理者。

○会計管理者（中村陽一君） お答えいたします。

これまでPDFのみで提供しておりました。今後についても、エクセルで出すということは、今のところ予定しておりません。

以上です。

○委員長（工藤 章君） 9番委員。

○委員（竹 清悦君） 6月定例会で、職員、課長方はパソコンを持ち込んでいいということで、今も何人かの課長は持ち込んでいますけれども、そうすると、おのずと今まで膨大な資料を持ってくるのも大変だということだったのですけれども、パソコンであれば相当の量のデータは持ち込んでも何ともないと思うので、聞かれたときには答えられるぐらいの準備をしているという認識でいいのか、伺います。

○委員長（工藤 章君） 副町長。

○副町長（仁和圭昭君） お答えいたしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、パソコン持ち込みの中で、そういったデータ等を見れば、全部職員等がそれを網羅しているのかというと、さしつけそうでもないと。事業内容等については、当然ながらそういった詳細なところはつかめるのですけれども、いわゆる数値的なものとか、そういったところについては正確なところで判断し難いところもあるということですので、そういうふうに理解してもらいたいと思います。

○委員長（工藤 章君） 9番委員。

○委員（竹 清悦君） 今、質問に入る前にある程度把握しておきたいところは分かりましたので、最初、質問した条例のことについて質問します。

ここでは、11節に町例規集データ更新手数料88万円、税込みだと思うので、税抜きだと80万円だと思います。13節例規質問サポートシステム使用料171万6,000円とあるわけですけれども、この更新手数料及び使用料というのは、どのように計算されているのか伺います。

どのように請求されているか。件数なのか、情報料なのか、1回頼んだときの基本料金とかなのか、この料金が出る内訳を伺います。

○委員長（工藤 章君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

まず、町例規集データ更新の手数料というのは、各議会ごとに条例改正等提案させていただいていますが、可決された後にデータを更新するということで、こちらは、年額80万円プラス消費税で契約させていただいております。

例規執務サポートシステム使用料、こちらは各職員が条例改正を起案する際に、正しかどうか、いろいろ確認する作業ということで、こちらのシステムを参考にしながら、条

例改正案を作成するというシステムになっております。こちらにつきましては、月額14万3,000円の12か月ということで契約しております。

以上でございます。

○委員長（工藤 章君） 9番委員。

○委員（咲 清悦君） 条例を改正するときなどに、その文言などが正しいかというのを確認してくれる機能があるという解釈でいいのか、伺います。

○委員長（工藤 章君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

咲委員の認識のとおりでよろしいです。

以上でございます。

○委員長（工藤 章君） 9番委員。

○委員（咲 清悦君） 6月定例会、9月定例会で、まちづくり基本条例について私が質問しましたけれども、そうすると、私の認識が正しいかどうかというのも、ここに確認すれば、分かるわけですね。伺います。

○委員長（工藤 章君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

あくまでも、これは役場内職員が使用するシステムということになっておりまして、一般の方、外部の方は、利用できないということになっております。

以上でございます。

○委員長（工藤 章君） 9番委員。

○委員（咲 清悦君） 私の解釈が、私がアンケート、この条例を読むと（1）から（4）まで実施しているのだから、その流れで（5）アンケート調査をやると、私は解釈しているのですが、という質問をしていますけれども、職員しか使えないシステムだというのには分かりました。であれば、職員からその会社に問い合わせをして、必ずしもこの（5）のアンケート調査を実施しなくてもいいというのを説明できるようなものを条例の中から探してこれるものなのか、伺います。

○委員長（工藤 章君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時35分

○委員長（工藤 章君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） 先ほどの質問の中で、サポートシステム使用料のところで、一応こちらは、正しいか正しくないかというのを判断するシステムではなくて、条例を作成する際の形式等を確認できるシステムとなっております。訂正しておわび申し上げます。

○委員長（工藤 章君） 9番委員。

○委員（竹 清悦君） 国会議員でも、一つの法律をつくったときに、関連するほかの法律も変えなければならないかを調べる部署があるというのは聞いたりしていて、相当な量の法律なので、整合性が合わなければならないことだと思いますけれども、結局、条例というのは、誰が読んでも同じ解釈ができる条例でないと、人によって自由に解釈できるような条例ではならないと思うのです。

そうすると、いつになつたら、私の解釈が正しいか間違っているかというのを、役場側としてどういう確認方法をして、それを回答してくれるものか、伺います。

このサポートシステムを使っても使わなくてもいいのですけれども、伺います。

○委員長（工藤 章君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

先ほどから御説明しておりますシステムにつきましては、正しいか正しくないかというものを判断するシステムではございません。あくまでも職員の事務を手助けするためのシステムということになっております。

○委員長（工藤 章君） 9番委員。

○委員（竹 清悦君） この議論は、条例からいくと平行線のままでいくなと思うので、日本語の権威あるような人から、この文章を読むとどう解釈できるかという、日本語の解釈を条例から切り離したところで、どこかで、いろいろな人から私も聞いて調べてみたいと思います。

この質問は、ここでいいです。幾らこの場で条例をベースに議論しても、多分平行線だと思うので、一旦この質問はやめます。

○委員長（工藤 章君） ほかにございませんか。

13番委員。

○委員（三上正二君） 106から107ページ、総務費の財産管理費の中の旧七戸教育センター解体工事並びにその下にある体育館の解体工事について伺います。

これは、入札方法はどういう入札方法をしたのですか。条件付一般競争入札かと思いますけれども、どうでしょうか。

○委員長（工藤 章君） 財政課長。

○財政課長（佐藤源太君） お答えいたします。

こちらに掲げてあります工事につきましては、いずれも条件付一般競争入札で行っております。

以上です

○委員長（工藤 章君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 皆さん御存じだと思いますけれども、東北町あたりはまだ指名入札なのですね。でも七戸は、これ私がやったことだから、よく分かるのだけれども、条件付一般競争入札、要するに七戸町に会社がある業者に限りますよという形なのです。

ということは、十和田市とよそが入って一般競争入札になると、日本全国誰でも参加で

きますから、そうでないと、七戸の町の業者が誰一人も取れなくなるだろうと。町の業者といえども、七戸町の町民だから守りたいという形の中で、これは皆さんとともに一緒になって決めた条例なのですよ。

ただ、元請は守るのですよね。例えば一つの例でいうと、一昨年ですか、アリーナができましたよね。そのときに、あれだけの生コンとか、そういうのはいっぱい使いました。七戸町には2社の生コン業者があるのですよ。でも、その中で1台も使っていませんでした。

ということは、せっかく地元の業者を守りましょうと、元請は守られたのです。それを使うし、当然部材でも何でもいろいろな工事があります。ペンキの塗装でも何でもあります。けれども、それそのものが地元の業者を一切使わないというのはどういうことですか。

例えば一つの例としては、油なんかは、七戸の業者だけを使っているよね。それから物品なんかでも、コピー用紙なんかでも、七戸だけを使っていると思いますけれども、その辺はそれで間違いありませんか。誰か縦に首振っても、いやと言ってもいい。それか誰か答弁して。

○委員長（工藤 章君） 財政課長。

○財政課長（佐藤源太君） 今おっしゃられた物品等の購入につきましては、町内の業者を指名して入札しております。

○委員長（工藤 章君） 13番委員。

○委員（三上正二君） だから行政といえども、いろいろな消耗品でも何でも、町の業者の人たちを助けたいがためにやっているのです。だから、条件付一般競争入札もそうなのです。

けれども、これ今、たまたまこここのところやったけれども、これが全て、これから新庁舎の建設も始まる、それ以外に解体に道路と、いろいろな工事に全てにあたるわけです。その時は、みんな、今のこの形でいえば、条件付一般競争入札になるわけです。

けれども、そこで問題なのは、その下だよ。元請は取れましたと。自分たちが取ったと。あとはどこでも安いところに下請、他市町村のどこでもいいから、安いところ見つけてやればいいという理屈になっているのです、今は。

だって、アリーナが、そうだったもの。恐らく何百何千という生コンを使ったと思うよ。けれども、ただの1台も七戸の生コン使ってもらえないんだよ。これが、代表する。調べたら、これしか無かったからしゃべるけれども、この解体工事なんて全てそうなっているわけです。

とすれば、何も安くていいというのであれば、元請はそういう話であれば、安いって言うなら十和田にも参加させてもいいよね。そうなったら、七戸の業者は取れなくなるだろうね。その辺のところ考えてやる方法というのはないものですか。

誰か答弁してください。

○委員長（工藤 章君） 副町長。

○副町長（仁和圭昭君） お答えします。

議員がおっしゃるとおり、当町は、かねてから建設工事等の発注に際しては、これは地域の経済活性化、また地域の企業産業の保護、支援といった振興の観点から、条件付一般競争入札の方式によって、できる限り町内の業者を活用するということで発注に努めている状況でございます。

議員の御指摘のとおり、今の状況が下請発注、資材調達等において、それが地域経済としての循環機能として發揮できているのかというと、正直申し上げますと、私もそこら辺は効果が得られていないのではないかなというところも感じてございます。

そういう意味でも、今後におきましても、町の発注に対する考え方、趣旨を地元登録業者に十分御理解をお願いするということで、できる限り資材調達、または下請発注を活用していただくという方向で要請、通達していきたいと考えております。

昨日、町の防災連絡会議がございました。多くの各業者も集会している機会でありましたので、その席上、私からもこういった地元業者の活用、要請を強くお願いしたところでありますので、御理解いただきたいと思います。

○委員長（工藤 章君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 一つの工事がありました。例えば、今一番分かりやすいのといえば、七戸庁舎を建てますと。そのときには、建物をやる、道路舗装とかいろいろなのが出てくるわけです。これは道路工事もそうだと思うのだけれども、例えば橋を架けますといったときに、何をやるっても同じだ。そのときに、例えばA級、B級、C級とありますよね。その金額によってA級しか取れないと、B級しか取れないと。ところが、JV組めば、一緒に企業体つくれば取れると。そういう形の中で、例えばこれだけ、これ以上下があれば、小さい業者がみんななくなるんだ。だからその辺のところも考えてください。これは要望でいいです。答えられるのだったら答えてくれればいい。

○委員長（工藤 章君） 財政課長。

○財政課長（佐藤源太君） 庁舎の建設工事におきましても、今議員おっしゃられたことを念頭におきながら進めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○委員長（工藤 章君） ほかにございませんか。

9番委員。

○委員（忻 清悦君） 今の三上委員の質問は、非常に重要なと思って聞いていました。

先般、財政課長から説明あったプロポーザルで業者を選定するという方法だと、単純に、工事費の総額の安いところということではなくて、それこそ、プロポーザル方式の中に一番重要なものとして、町の経済に一番貢献する内容の項目の点数の割合を高くして選べば結果が違ってくると思うのですけれども、それは可能なのか。

プロポーザルの中にどの選定基準を設けて、その割合をどれくらいにするかというの は、その組み方次第で、三上委員が言った、できる限り地元の業者が町の発注した工事 に関われるようになりますが可能になってくると思うのですけれども、お願いだけだと、 分かりましたで、結局、実行に移さないと私は思っていますので、それが可能かどうか伺 います。

○委員長（工藤 章君） 財政課長。

○財政課長（佐藤源太君） 先日、御説明した内容につきましては、現在、新庁舎建設の 設計業務のプロポーザルの御説明を差し上げました。今、三上委員がおっしゃっているの は、庁舎の工事のものでございまして、工事の入札方式については、まだ決まっておりま せん。

プロポーザルの話になりますけれども、プロポーザルでは、審査の評価を行うわけです けれども、評価項目、配点については、その都度審査委員会を開いて決定していきますの で、これからプロポーザルにつきましては、その都度そういう委員会を開いた上で決定 するということになろうかと思います。

○委員長（工藤 章君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 何か、私の発言内容を捉えたみたいな言い方なのだけれども、私 が言るのは、一般的な工事の話ですよ。ただし、新庁舎を造る設計とか、そういう形の は、それを主体にしてやれば、何も地元使えば無理だ。無理してやれば、高くすればいく らでもいい。そういうものではないよね。それとは話は別だから、それを理解してくださ い。

○委員長（工藤 章君） 6番委員。

○委員（小坂義貞君） 13番委員の関連について、先ほど、るる質問がありましたけれ ども、やはり食べ物は地産地消、地元で作ったものは自分で消費するということもあります。

この町内は、中小業者が多数あります。こうした関連で、町発注の工事は100%は無 理かと思いますけれども、まず見積りだけでも発注する段階で入れてもらえばという業 者が、例えば建材屋、いろいろな業者がありますけれども、町にある業者は全て管理した 町の発注の工事に見積りだけでも、指名業者はもちろんありますけれども、その業者に對 して見積りの参加でもやれるような仕組みを持っていれば、町のいろいろな行事にも、例 えば花火大会でも寄附とか、いろいろな町の祭りでもお花をおろすという気分にもなると 思いますので、その辺は副町長は担当でありますので、これからそこを検討をしてもらう ことを要望いたします。

以上です。

○委員長（工藤 章君） 要望でいいですね。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤 章君） 次に、106ページ、2款1項6目企画費から、117ページ、2款1項14目防犯対策費まで、発言を許します。

9番委員。

○委員（忻 清悦君） 106、107ページ、2款1項6目12節委託料、企業誘致支援サービス事業業務委託料33万円のところですけれども、誘致企業とは書いていないので、企業を誘致することに対しての業務委託料と私は解釈しましたけれども、業務委託ですから、どこへ委託しているのかということと、それによって何かしら町に効果が出たのか、伺います。

○委員長（工藤 章君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田中健一君） お答えいたします。

12節の企業誘致支援サービス業務委託料ですけれども、一部一般質問で、向中野委員のところでも答弁したところでございますけれども、委託先でございますけれども、一般財団法人電源地域振興センターへ委託してございます。

内容といたしましては、企業リッチガイドブックを作成し、企業に配布すると。あと、企業へのアンケート調査を行うということになります。アンケート調査を行った際、有望な回答があった企業については、さらにヒアリングを行うという内容の業務になっておりますけれども、一般質問でも答弁しましたが、今現在のところ、そういう具体的な案件というものは来ていない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（工藤 章君） よろしいですか。

2番委員。

○委員（中野正章君） 112ページの総務費、総務管理費、諸費の14節工事請負費の木柱標識撤去工事費、予算的には17万幾らでしたけれども、決算で8万2,500円ということで、何本、撤去したものでしょうか。

○委員長（工藤 章君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

こちらの木柱の撤去につきましては、旧天間林地区の区域において、平成12年から13年度までに各集落の入り口等に276本の木柱を建てておりますが、各集落の木柱の根元のほうが大分腐ってきて危険な状態なものがあるということで、危険度の高いものから撤去していっております。

今回は、一本木の木柱1本を撤去したというところでございます。

以上でございます。

○委員長（工藤 章君） 2番委員。

○委員（中野正章君） それでは、撤去すべきかどうかの判断はどうなっているのかなと思うのですけれども、住民から何か危ないなという声はあるのですよ。そういう場合に、総務課なら総務課に行って撤去してもらうというふうになるでしょうか。

○委員長（工藤 章君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします

今年度に限らず、今までかなりの木柱を撤去してきておりますが、正確に何本撤去したかというのは把握しておりませんのでお答えできませんが、大体が地域の方から危ないと、危険であるといった情報をいただいて、職員が見にいって、撤去工事を行うというふうな形を取っております。

以上でございます

○委員長（工藤 章君） ほかにございませんか。

9番委員。

○委員（竹 清悦君） 今の中野委員の質問に関連してですけれども、これは天間林村のときに、それこそ町民が長期総合計画を話し合っているときに出た意見で、都会、東京とかに行くと、電柱に住所書いたのが貼っていたり、看板もあって、どこを走っているかが分かるけれども、村だと、今自分がどこにいるのか分からないというところから、集落が分かるように何か標識を立てたらいいのではないかというところから、その当時、村で検討して、この木の柱がいいのではないかと決めたと思うのですけれども、木だと、どっちにしろ年数たてば腐ってくるので、当初そういう目的で設置した木柱ですけれども、それに代わるものとして何か考えているのか、伺います。

○委員長（工藤 章君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

今のところ、そういった木柱に代わるものを新設していくという事業の計画はございません。今後につきましては、町民の声とかといったものが大きくなるようであれば、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（工藤 章君） 9番委員。

○委員（竹 清悦君） またどこかで、質問に触れることになると思うのですけれども、令和6年度から第3次長期総合計画の策定に入っていると思うのですけれども、そのときに町民から、これについて何か意見が一切出なかつたのか、伺います。

というのは、そのときに必要だと思って出た意見が、今20年たって、立ててみたけれども、かえってないほうがいいなとかという意見になっているのかどうか。引き続き、古いのは撤去して、やはりそのとおり集落が分かるように新しいものを立ててほしいという意見が出たのか。

ワークショップとかアンケートとか、どういった意見が出ているのか、伺います。

○委員長（工藤 章君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田中健一君） お答えいたします。

今、第3次長期総合計画を策定するに当たって、町民ワークショップなり開きまして町民の意見を伺っておりますけれども、その中においては、木柱については特に更新してほ

しいとかといった要望は受けてございません。

以上でございます。

○委員長（工藤 章君） ほかにございませんか。

13番委員。

○委員（三上正二君） 同じ113ページの空き家実態調査業務委託料とあるのですけれども、実態は御存じのとおり、いっぱいあるけれども、委託料は委託料でいいのだけれども、その結果どういうふうになっているのですか。

○委員長（工藤 章君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

こちらの実態調査につきましては、株式会社ゼンリンに委託して実施しております。

今回は、空き家の候補のリスト作成ということで、一応空き家であるであろうという家屋、小屋等も含めまして約700件がリストアップされております。

以上でございます。

○委員長（工藤 章君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 前にもこれ問題になったけれども、空き家調べると。けれども、潰れそうなのもあれば、また防犯上よろしくないものもあるけれども、その形の分はどういうふうになっているのですか。あるのはいっぱいある。百件も何件も調査すれば、これはこれで分かっている。どこにでもあることだから。けれども、その後の対策というのは、方向性はどういうふうにするつもりなのか。例えば貸すといったって、みんな金取られるし、では防犯上よくないし、何にもかにもよくないのだもの、その形のものを、これから計画というのは、それあったら教えてください。

○委員長（工藤 章君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

こういった空き家危険家屋等が、まず役場に町民から危険であるという通報があります。その通報を受けて、町で確認しに行きまして、危険であるということで、第一は所有者、また、大体がもうお亡くなりになられている方がほとんどですので、縁故者等に手紙で、危険ですので対応してくださいということで案内いたします。ただし、郵便物は届いているのでしょうかけれども、反応がないということで、電話等で通じる方であればいいのですけれども、郵便物で撤去依頼等をかけますと、なかなか返事がないというところでございます。

あとは、それでもやはり道路等にはみ出して危険である、隣家に柱等が倒れていきそうだということであれば、役場職員また消防の協力を得まして、ロープ等で補強すると。現在はそういった対応を取っております。

以上でございます

○委員長（工藤 章君） 13番委員。

○委員（三上正二君） ところで、先般、火事になった旧酒造会社の煙突は危険物になっ

ているのか、なっていないのか。

○委員長（工藤 章君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

今回は、あくまでも家屋建物ということで調査しておりますので、煙突というところまでは入ってきていないというところでございます。

○委員長（工藤 章君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 前のときに、確かにあれは危ないよと。というのは、今現在、使用している人だといいのです。皆、誰でも火を使っているときはメンテナンスしながら使わないと使えなくなるからね。けれども、危険な建物だという形の中で、話に出たことがあったように記憶あるのだけれども。

この実態調査は実態調査で、これはこれでいいのです。けれども、その辺（煙突）のところは、記憶にないか。

前のときは何か、ちょっと危険だから、これ何とかしようという話があった記憶があるんだよ。今日の今答えられなかつたら、明日でもいいです。調べてください。

○委員長（工藤 章君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

副町長の記憶の中ではありますが、一応以前に、建設課のほうで県の建築指導課のほうに相談に行ったことがあったはずだということですので、ちょっとその辺を確認させていただきたいと思います。

以上でございます

○委員長（工藤 章君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 本当は、本人がしゃべれば、前にいる7番委員が、いや、たしか去年にしゃべったはずだと。町長がそういうふうに、あれ、ちょっと危ないっていうのを答弁したはずだということはあったと。私も何となく、そういう形だった。

今さら議事録開けということではないけれども、とにかく危ないことは確かだから、それを何とかの形で、今すぐといつても、これは金もかかることだし、ただ、倒れると半端でないよ。大きさが大きさだからな。

誰か答弁してください。

○委員長（工藤 章君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

三上委員おっしゃるとおり、当然、我々職員も大変危険であるということは認識しております。まず、個人の所有地にあるものですので、また所有者と面談して、相談等してみたいと思います。

以上でございます。

○委員長（工藤 章君） ほかにございませんか。

3番委員。

○委員（山本泰二君） 同じく 112 ページ、113 ページですが、2 款 1 項 11 目の 12 節書かない窓口システム保守業務委託料ということで、書かない窓口を進めていると思うのですけれども、これをすることによって効率化がどのくらいできたのか。それが数字的に難しければ、職員の感覚でもいいので、どうだったのかお聞きします。

○委員長（工藤 章君） 町民課長。

○町民課長（向中野洋人君） お答えいたします。

私は 4 月から町民課に来まして、去年の 3 月以降に始まったみたいで、窓口の状態を私も見ていましたが、実質、申請書等は、ほぼ、まず書いておりません。

お年寄りとかでマイナンバー、運転免許証を持たない方は、割と申請書が必要になってくるのですが、御家族の方が連なって一緒に来まして、持たない方の分を書いているかと思いますが、それ以外の方でしたら、ほぼ免許証もしくはマイナンバーカードで、窓口で機械に差し込みすると書かない状態で対応しておりますので、8割、9割方は書かない窓口で対応されている状況にあると感じております。

以上です。

○委員長（工藤 章君） 3 番委員。

○委員（山本泰二君） そのことについては、うまく進んでいるなということを感じ、いいかなと思います。

別ですが、108 ページ、109 ページの 2 款 1 項 6 目の 18 節のところに地方公共交通会議負担金ということで 2,084 円とありますが、昨年は 29 万円ということで 30 万円程度あったのですが、これどうしてこんなに少なくなったのかなというところをお聞きしたいと思います。

○委員長（工藤 章君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田中健一君） お答えいたします。

令和 6 年度においては、当初、予算的にはバス停の修繕等を予定しておりましたけれども、修繕するバス停の箇所が少なかったということで、令和 6 年度決算は少なくなってございます。

また、前年度につきましては、バスの時刻が変更になったということから、バスブック、これは全世帯に配っておりますけれども、それを作成したということもありまして、令和 5 年度は費用が大きくなっています。

以上でございます。

○委員長（工藤 章君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤 章君） それでは、暫時休憩いたします。

11 時 25 分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前11時23分

○委員長（工藤 章君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

次に、116ページ、2款1項15目地域おこし総合戦略費から、127ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費まで、発言を許します。

9番委員。

○委員（咲 清悦君） 120、121ページ、2款1項20目12節委託料、二つ出でていますけれども、二つの事業の委託先について伺います。

○委員長（工藤 章君） 財政課長。

○財政課長（佐藤源太君） お答えいたします。

まず、一つ目の公共施設整備基本計画策定業務委託料につきましては、委託先はRAB開発株式会社でございます。もう一つの新庁舎オフィス環境整備業務委託料につきましては、株式会社内田洋行でございます。

以上です。

○委員長（工藤 章君） 9番委員。

○委員（咲 清悦君） 前回、説明を受けたときには、これから予定のことでありましたけれども、昨年度、新庁舎オフィス環境整備業務委託料というの、金額は少ないですけれども、どういった内容のものを委託したのか、伺います。

○委員長（工藤 章君） 財政課長。

○財政課長（佐藤源太君） 令和6年度に行った業務につきましては、新庁舎の建設基本構想及び基本計画を策定する中におきまして、庁舎内の文書量の調査を実施する必要がありましたので、その業務委託となります。

以上です。

○委員長（工藤 章君） 9番委員。

○委員（咲 清悦君） 文書量の調査ということですけれども、業者に調べてもらうというよりも、それぞれの課のそれぞれの職員が把握しているような気がするのですけれども、理解が難しくて、文書量は職員でも把握しているのに、業者に頼むというと、違うことを頼んでいるのではないのかなという気がするのですけれども、単純に文書量だけですか。

○委員長（工藤 章君） 財政課長。

○財政課長（佐藤源太君） お答えいたします。

基本構想基本計画の中に平面計画というものがございます。その中には、書庫とか執務室の面積を想定したものを記載しておりますが、この面積の算出に当たって、必要な文書量を調査したものでございます。

以上です。

○委員長（工藤 章君） 9番委員。

○委員（咲 清悦君） イメージが湧かなくて、今現在の役場本庁舎、七戸支所、情報

館、保健センターにある文書をその業者の人たちが来て、ファイルを置いているところを見て、調査していったということですかね。

○委員長（工藤 章君） 財政課長、もう少し詳しく、分かりやすく。

財政課長。

○財政課長（佐藤源太君） 例えば役場の各執務室に書棚があります。その中には、公文書なりがあります。また、書庫もございまして、その中にも公文書がございます。基本計画の中では、例えば書庫の大きさをどれくらいにしますかというものを一応想定するのですが、本庁・支所、あと保健センター、情報館それぞれの建物について、どれくらいの書類があつて、書棚にするとこれくらいの大きさの書棚が必要ですよというの、大方その調査をすることによって見えてきます。それを基に、基本計画の中で、例えば書庫の大きさはこれぐらいが必要となるというものを想定していくというものを業者にお願いして作成していただきました。

以上でございます。

○委員長（工藤 章君） ほかにございませんか。

13番委員。

○委員（三上正二君） これ関連だけれども、たしか私の記憶違いかどうか分からぬけれども、ペーパーレスという形で、デジタルで全部記録媒体で管理するという話がかなり前になかったか。ずっと前に、そういう記憶があるのだけれども。

今の紙であれば、ものすごく文書が重なるから、それ何百枚分が一つの記録媒体の中にもっと入るよねという話で、そういう形でするという話がなかったか。あつたような気がする。そうなつてくれば、その書庫とかというそういうスペースは全然変わってくるんじゃないのか。過去にあるものはやれないとしてみても。その辺の下りは、私の記憶違ひなのかな。私は、そういう記憶があるんだけども。

○委員長（工藤 章君） 記憶を思い出して、どなたか答弁してください。

暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時30分

○委員長（工藤 章君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

三上委員おっしゃるとおり、ペーパーレス化ということで、現在、役場では財務会計システム、文書管理システム等、紙ではなく、電子データで削減化に努めています。

今、委員おっしゃった過去の文書を全てデータ化するということで、正式ではないのですけれども、一応そういったことをやっている業者とかもございますが、やはり費用が5,000万円、6,000万円、ひょっとすると1億円かかるということで、正式に見積り等を出していただいたわけではございませんが、それだけの費用がかかるということ

で、今のところ、過去の文書等をデータ化するというのは、手をつけていない状態でございます。

以上でございます。

○委員長（工藤 章君） 13番委員。

○委員（三上正二君） そうすれば、過去のデータはデータとして取っておかなければならないよね。けれども、今の新庁舎に入れる必要はないよね。どこかに適正な管理をしておけばいいよね。恐らく役場の公共施設の中で、それを使っていないのはかなりの相当数あるはずだ。それが全部、適正に保管できる場所がどうかは別としても、そうだとすれば、過去のものはデータ化、これからものはペーパーレスの形になれば、データ化すれば、極端に少なくなるよね。そうなってくれば、それは今の調査を委託して、書庫のそういうのを調べてもらうのだけれども、それは織り込み済みなのか、それとも、入っていない昔のままの書庫を考えているのか、どっちですか。

○委員長（工藤 章君） 財政課長。

○財政課長（佐藤源太君） お答えいたします。

新庁舎に持っていく文書の量になりますけれども、現時点では、旧庁舎にある文書で保存年限が過ぎていないものについては、一応新庁舎に全て入れるというつもりで、基本計画のほうには面積として算入しております。

今後なのですけれども、今、オフィス環境業務のプロポーザルの実施広告を出しておりますけれども、その業務の中では、当然、今後のペーパーレス化等も含めた形での文書のボリュームというものが見えてきますので、それに合わせた形の新庁舎というふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（工藤 章君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 先ほどの呴委員に対しての答弁と食い違うのではないか。というのは、今現在ある形の各課の文書量を調べると言ったよね。それで積算すると言ったよね。けれども、その形は今現在の形で、過去のじゃないんだよ。今現在の、これからペーパーレス化すれば、過去のものはペーパーレス化をすれば金がかかるから、これはいいとしても、それを別に持つていい。とすれば、新庁舎の中に、いざれは入れないとならないのはあるかも分からぬけれども、全ては入れる必要なくなるよね。過去のやつだよ。過去のやつ全部ほかに移すわけにいかないし、捨てるわけにもいかない。保存期間もあるのだから。でもペーパーレス化のデジタル化はできないと、金がかかるから。そこまで分かった。

けれども、それが全てみんな本庁舎に持つて、新しく建てるところに、金かけて建物建ててやる必要もないよね。そのために今度は、職員がやってる文書とかそういうのを積み重ねてどれくらい使うのかというのを今コンサルに頼むのだよね。

でもコンサルに頼むのは、今現在やってるのは、これからペーパーレス化していく、デ

ジタル化していくとなったら、どんどん少なくなる一方ではないのか。それは勘案しているのかということだ。意味分かるか。私の説明の仕方悪いのかな。悪いのか。

だったら、もう一回ゆっくりしゃべる。

今現在ある形、過去のやつ、これから出る、この三つに分ける。現在、未来、過去。今やろうとしているのは、過去の量は、もう面積終わったらコンサルに頼まなくていいということだ。これからの中のやつを頼むわけだ。そのからのやつを頼むのは、現在の量を勘案して頼むのだよね。そのために調べるのだよね。

というのは、未来のことではないわけだ。建物を建てるのは未来に建てる、何年かあるといつても近未来だ。けれども、書庫の量のうちに、現在の量の分で分析するって、あなた答弁しているんだよ。だからコンサル頼んでるっていうふうに、私は理解しているんだけれども。

私がしゃべるのは、これあるのは今現在あるのはある。けれども、それが未来のようなデジタル化とかそういう形にすれば、量が少なくなると。その分は、それを勘案して頼んでいるのかって聞いているのだよ。

まだ分からぬのかな。

○委員長（工藤 章君） 財政課長。

○財政課長（佐藤源太君） お答えいたします。

まず、先ほど申しましたのは、基本計画に記載する平面計画の面積を算出に当たっては、その時点での面積を積算する必要がありますので、この業務委託を用いて、現状の文書量を調査していただいたというものですございます。

これから新庁舎建設に向けてございますけれども、当然、今のお話にありました、過去の文書のもの、あと今後のペーパーレス化が進んでいくというものも想定したもので積算すると。基本計画で出した面積をより精緻なものにしていくための業務をこれからやつていくということになりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（工藤 章君） 13番委員。

○委員（三上正二君） いや、業務委託は反対しているのではないですよ。ただ、文書量の形はどういう算定のもので考えているかだけの話です。分かりました。

○委員長（工藤 章君） ほかにありませんか。

9番委員。

○委員（呴 清悦君） 公共施設整備基本計画策定業務委託料の最初の公共施設ですけれども、今まで何回も言ったとおり、公共施設といったときに、みんな認識が一緒でなければならないわけですけれども、私は、用地買収の件でも、将来的に公共施設を集約する場所というのには賛成したと。

あのときは、将来そこに役場を建設するから用地買収するという説明された記憶もないのと、公文書開示請求で、それを求めたときに出でこなかったわけですけれども、私の認

識を言います。

公共施設というのは、庁舎も入れば、学校も入る、集会場、公民館、町営住宅も含めて全て町が所有するものが公共施設という取り上げ方をしています。でも、話が私と食い違う原因が、公共施設といえばイコール役場庁舎と思っている人がいるようなところから、話が食い違うわけです。公共施設の最たるものは、役場庁舎だという人もいるのですけれども、公共施設といったときに、何もそこに説明がなければ、それ役場庁舎と捉える認識がどこにあるのか、伺います。私は、ないと思っているのです。

○委員長（工藤 章君） 9番委員、もう少し質問の内容を的確に述べてください。

長過ぎるから、まず要点だけ。何回も質問させるから、要点だけ、まず先に。

9番委員。

○委員（咲 清悦君） 私は、公共施設というのは、必ずしも役場庁舎と限定されるものではないと思っていて、町が所有する全ての建物と認識していますが、その認識は正しいですか。

○委員長（工藤 章君） 財政課長、はつきり。

では、13番委員、先に。

○委員（三上正二君） この前も控室で話したのですけれども、確かに公共施設というのは、役場庁舎と限定したことではない。けれども、あの公共施設を尋ねるなら、賛成討論までした咲議員だから。その次の公共施設というのは、当然役場庁舎とうたっていないけれども、役場庁舎も含まれることは分かって認識しているはずだ。そうですよね。

とすれば、それを明言しなかったから、それを建てるの駄目だということでもないのだが、いいか。だから、ここが大事なことで、役場庁舎も含まれる。ただ、役場庁舎に限ったものではないけれども、当然として、役場庁舎も含まれるのだという認識で、みんなで賛成したはずだ。ただ、役場庁舎だけと区切ったわけでもない。

でも、そういう認識のような形で、では公共施設といったら学校もある、病院もある、公民館もみんなある。けれども、最たるものというような形の認識では、役場なり体育館、そのためにアリーナを先に建てたよね。だから、当然として役場というそういう認識であるのだと思うよ。

だから、それはあなたの、みんなおのののの考え方で理屈つければ、泥棒にも三分の理があるから、いろいろな理屈つける。けれども、そういう認識だから、認識が違っていれば、誰かさんが違っているだけで、あとはみんな同じ認識だと思います。

以上です。

○委員長（工藤 章君） 9番委員、今の認識に同意しますか。同調しますか。

9番委員。

○委員（咲 清悦君） 今の認識というのは。

○委員長（工藤 章君） 13番委員の認識。

○委員（咲 清悦君） 役場庁舎も含まれるというところには、同意します。

何で庁舎を建てるのに反対しているのかといったときに、本庁舎も、七戸支所も、保健センターも、情報館も、使える年度、耐震性の問題で、違っても数年、5年も違わないというので、もうほぼ、どこも使えないというのであれば、新たに建てるしかないという認識になるけれども、実際8,000平米ぐらいのうち、使えない耐震性で問題があるところは、たった1,800平米で、残りの4,000平米でも新庁舎より面積が広いわけですよ。だから、まだ使えるところを使いましょうというのが私の考え方で、だから……。

○委員長（工藤 章君） 9番委員、この議論はもう既にずっと前から結論が出て、新たにそれをあなたがおっしゃっても、賛成多数でもう前に進んでいることですから、遡るような件はちょっと。別な形で質問してくださいよ。

○委員（听了 清悦君） 遡るのがどうかという話をすると、これはもう既に予算案で可決されて、実施してしまっているやつだから。

○委員長（工藤 章君） この件、申し訳ないけれども、この議論をあなたが何回もおっしゃるのであれば、ここでもう打ち切りにさせてもらいます。あなたの発言は。

○委員（听了 清悦君） いや、いいです。

○委員長（工藤 章君） 別な視点でしゃべるのだったら結構ですよ。今のような質問はもう控えてください。申し訳ない。よろしいですか。

○委員（听了 清悦君） いいです、この件は。

以上でいいです。

○委員長（工藤 章君） 次に入ります。128ページ、2款3項2目人権啓発活動事業費から、141ページ、3款1項5目障害者福祉費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤 章君） ないようですので、次に、140ページ、3款1項6目福祉センター管理費から、151ページ、4款1項3目予防費まで、発言を許します。

9番委員。

○委員（听了 清悦君） 142、143ページ、2款1項6目18節負担金、補助金及び交付金、町社会福祉協議会補助金の金額の内訳です。どういった内容でこの金額が決まって交付しているのかというのを伺います。

○委員長（工藤 章君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（西野勝夫君） お答えいたします。

社会福祉協議会への補助金につきましては、3,921万2,283円全部が職員7名分の給与に相当する部分となります。

以上です。

○委員長（工藤 章君） 9番委員。

○委員（听了 清悦君） 7人の職員が必要といったときに、恐らくその業務内容に応じて職員の人数というのが決まってくると思うのですけれども、その業務を行うに当たってこの7人の職員が必要だというのは、一応町でも確認しているのか、伺います。

業務量に対して職員の人数がどうかということです

○委員長（工藤 章君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（西野勝夫君） お答えいたします。

業務量につきましては、社会福祉協議会と協議の上、町の業務を委託するなどして協議を進めて定めておりますので、その分で計算された補助金となります。

以上です。

○委員長（工藤 章君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤 章君） 次に、150ページ、4款1項4目母子衛生費から、161ページ、6款1項5目農業総務費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤 章君） ないようですので、次に、160ページ、6款1項6目農業振興費から、173ページ、6款2項2目林道維持管理費まで、発言を許します。

6番委員。

○委員（小坂義貞君） 166ページ、167ページの6款1項11目18節、鳥獣対策総合事業補助金の事業の内容を教えてください。

○委員長（工藤 章君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

こちらの鳥獣対策事業につきましては、内容といたしまして、昨今、熊、イノシシ、猿の被害、様々ございますけれども、その対応で獣友会を主体とした実施隊がございますが、そちらにパトロールの費用とか、わなの設置とか、町でわなを購入したり、実施隊の費用弁償、鉄砲の弾代とか、様々この事業の中には含まれてございます。

以上です。

○委員長（工藤 章君） 6番委員。

○委員（小坂義貞君） ほとんどが人件費とかの経費だと思いますけれども、私が言いたいのは、その経費をかけてどのくらいの成果が。わなをかけて何頭入ったか。補助金は事業に対して効果があったのか、ないか。その辺お尋ねします。

○委員長（工藤 章君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

6月から8月下旬までで約70回ほど熊の目撃がされてございまして、何回も同じところに出た場合は、わなを設置して、町のほうには5基ございますが、全てわなを設置している状況でございます。そこまでの間に熊の捕獲頭数は4頭でございます。今月に入りまして、ほとんど熊の目撃情報が少なくなっているという状況でございます。

以上です

○委員長（工藤 章君） 6番委員。

○委員（小坂義貞君） 西目屋村では、私も視察した経緯がありますけれども、捕った熊を町の事業として販売したり、そういう悪のものを逆に良にしたり、そういうふうなまちおこしというようなこともやっています。

町では、まだそういうことの検討はないですか。

○委員長（工藤 章君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

今年度の捕獲頭数ですと、ジビエの加工場を運営するというのは非常に厳しいと。ただ、今後、イノシシなり熊の捕獲頭数が増えてくることによって、西目屋村の対応しているような状況も考えていかなければならないのかなと思ってございます。

以上です。

○委員長（工藤 章君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 今の関連です。9月からかな、市町村長で鉄砲打つことの許可を出すことになった。それというのは、今、近くに、みんな出没しているのだけれども、簡単に鉄砲を、普通にいたら打ってもいいのか。

ただ、そうでないと、みんな、そっち打って、ほら、そっちに行けって、人いなくなつてから、そういう形になれば、そのうち熊逃げていく、そこにいるわけない、止まっているわけでないのだもの。それはどうなっているのですか。

○委員長（工藤 章君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

9月1日から鳥獣対策の法が改正になりました、今までですと警察署の許可がなければ撃てないという状況でございましたが、市町村長の判断でも撃てるようになるという法改正になってございますけれども、その中には、国のガイドラインというものがございまして、どういう状況でなければならないという法律が結構厳しく定められてございます。

その中で、各自治体では熊に対する対応マニュアルというのを作成する段階に来てございまして、それが策定できた時点で、町民の皆さんに町の対応というのを具体的に広報なりホームページなどでお知らせしていきたいと考えてございます。

ただ、そのガイドラインを簡単に読みますと、七戸町に該当して簡単に撃てるような場所というのは、はっきり言って存在しませんので、限られた状況で安全を確保して撃つという場所が七戸町ではなかなか厳しいかなと思ってございます。

以上です。

○委員長（工藤 章君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 一般質問で、1番の藤井委員が、学校の生徒のことに特化して話をしたのだけれども、子どもたちばかりを、熊、襲うわけではないんだよ。それが氷山の一角であって、やはりいろいろな形で、ただ見れば、私も聞けば、町なかで撃つところがないとすれば、ではどうするのか。それまでに被害があったらどうするのか。わなかけたって。だって考えてみれば、町なかでキジでも何でもたくさん歩いて走り回っているく

らいだよ。タヌキであれなんであれ。

そういう状態の中で、ましてや、こういう、それこそ空き家があったり、人がいなくなれば、やぶになったり、そうなってくれば、当然として、そういう場所まで増えてくる。どうするの、これ。対策をああしてこうしてなかなかできない。できないでどうするの。台所に熊が座っていても、人いるから撃たないとなれば、熊が座って冷蔵庫開けて食べても、それでも黙ってるのか。

○委員長（工藤 章君） 13番委員、町に、それを求めるのですか。頭数増えたの。

○委員（三上正二君） だから、聞いているのだよ。答えられる範囲で答えたらいいよ。

○委員長（工藤 章君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

熊をどうして捕獲しないのかというような話ですが、今できるのは、わなの設置で、捕獲するしか今の状況ではない状況でございます。

ただし、現時点ではそのままでいいのかということでございますが、今後の対策としまして、山と民家の緩衝地といいますか、間ですね。その整備が重要でございまして、結局、熊が山から降りてこられないような状況を作るのが大事ということになってございますので、里山の整備も環境譲与税の交付金で事業がございますので、里山の整備をして、熊が幾らでも入ってこないような対応を来年度以降、実施したいなど。町ではそういうふうに考えてございます。

○委員長（工藤 章君） ほかにございませんか

12番委員。

○委員（田嶋輝雄君） 関連して、町長に伺います。

これは確かに、まだ、あれができないよね。ということで県のほうで、町村会のあれで、話し合う機会があると思うのですよ。万が一、熊だって、こういうことをしゃべつていれば、人が食われてしまう。だから、そういうことをシビアに、もうちょっとせっぱ詰まった考えをどんどん出し合って、国はこれでは緩やかだよ。もうちょっとシビアに考えた発言をして。県で持っていかないと。

それをお願いします。要望です。

○委員長（工藤 章君） 要望でよろしいですね。

2番委員。

○委員（中野正章尾君） 今のことに関連しますが、結局、獣友会にしか頼めない状況というのが現状であると思います。

そういう中で、獣友会員は非常に少なくなっている。高齢化もしている。私自身6年ほどやって、現在辞めていますが、獣銃の免許を取るための助成、補助というのも必要だと思います。そういうものに対して考えてていますか。

○委員長（工藤 章君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

獣友会を増やすという部分では、町でも獣銃を撃つ方の育成という部分でいろいろ考えてございます。今後、若い人の参入をもくろんで、そちらの事業の中に盛り込んで、免許を取るための補助も検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（工藤 章君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤 章君） それでは、次に、172ページ、7款1項1目商工総務費から、181ページ、7款1項7目公園管理費まで、発言を許します。

9番委員。

○委員（竹 清悦君） 176, 177ページの7款1項5目13節使用料及び賃借料で、駅駐車場管理機器リース料とか、荒熊内駐車場管理機器リース料というふうにあります。それから、両替機防犯カメラ賃借料とあります。

今の機械だと、結局1,000円札を入れられないので、駅の2階に行って両替機で両替しなければならないということになると、うっかりして、出ようとしたときになって両替に行かなければならぬということになってしまって不便なわけですけども、これは、1万円札入れても精算できるような機械の予定はないのか、伺います。

○委員長（工藤 章君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君） お答えします。

こちらの駅の駐車場の両替機といいますか、その精算機については、現在、昨年度から大型紙幣使用可能になっております。

以上です。

○委員長（工藤 章君） 9番委員。

○委員（竹 清悦君） そうすると、新幹線の駅にある両替機というのは、それほど使われていないということになりますか。

○委員長（工藤 章君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君） 両替機の防犯カメラについては、以前は両替機を設置していたところにしていたのですけれども、現在、別な場所の交流センター内にカメラを設置して防犯上の対策としております。

以上です。

○委員長（工藤 章君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤 章君） それでは、次に、180ページ、8款1項1目土木総務費から、189ページ、9款1項3目消防施設費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤 章君） 以上で、本日予定された一般会計決算に対する質疑は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会し、11日の決算審査特別委員会は午前10時に開議いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 0時00分